

全日本吹奏楽コンクール島根県大会実施規定

(総 則)

第1条 全日本吹奏楽コンクール島根県大会は、島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し原則として毎年8月上旬に実施する。

第2条 実施会場は理事会に図り総会においてこれを定める。

(実施部門)

第3条 実施部門は次のとおりとする。

- | | | |
|------------|----------|------------|
| ①小学生の部 | ②中学生Aの部 | ③中学生小編成の部 |
| ④中学生フリーの部 | ⑤高等学校Aの部 | ⑥高等学校小編成の部 |
| ⑦高等学校フリーの部 | ⑧大学の部 | ⑨職場・一般の部 |

(参加規定)

第4条 各部門の参加人数は次のとおりとする。(指揮者はこの人員には含まれない。)

- | | | |
|------------|-------|--|
| ①小学生の部 | 自由 | |
| ②中学生Aの部 | 50名以内 | 合同の場合には登録時の部員数の合計が50名以内であること |
| ③中学生小編成の部 | 25名以内 | (登録時の部員数が25名以内であること)
合同の場合には登録時の部員数の合計が25名以内であること |
| ④中学生フリーの部 | 自由 | |
| ⑤高等学校Aの部 | 55名以内 | |
| ⑥高等学校小編成の部 | 25名以内 | (登録時の部員数が25名以内であること)
合同の場合には登録時の部員数の合計が25名以内であること |
| ⑦高等学校フリーの部 | 自由 | |
| ⑧大学の部 | 55名以内 | |
| ⑨職場・一般の部 | 65名以内 | |

第5条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ①小学生の部
同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合団体に在籍している小学校児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。
- ②中学生Aの部
同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める)
- ③中学生小編成の部
同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学生児童は認める) なお、複数の学校による合同での参加も可とする。中学生と高等学校の合同も認める。その際には高等学校の部に参加すること。
- ④中学生フリーの部
 - 1 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学生児童は認める)
 - 2 Aの部に出場する中学生の内、もう1チームを出場させる中学生とする。

⑤高等学校Aの部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

⑥高等学校小編成の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。なお、複数の学校による合同での参加も可とする。中学生と高等学校の合同も認める。その際には高等学校の部に参加すること。

⑦高等学校フリーの部

1 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

2 Aの部に出場する高等学校の内、もう1チームを出場させる高等学校とする。

⑧大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。
ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

⑨職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第6条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第7条 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第8条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第9条 出場団体は課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

ただし、小学生の部、中学生フリーの部、高等学校フリーの部、中学生小編成の部、高等学校小編成の部は自由曲のみとする。

なお、登録後の課題曲及び自由曲の曲目変更は原則として認めない。

第10条 編成は次のとおりとする。

①課題曲はスコアに指定された編成とする。

②自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。

③自由曲で歌声については、スキヤット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

なお、小学生の部においては木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。

第11条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第12条 課題曲は全日本吹奏楽連盟理事会で決定されたものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲家の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第14条 (演奏時間)
小学生の部、フリーの部、小編成の部 自由曲のみ7分以内
Aの部、大学の部、職場・一般の部 課題曲・自由曲で12分以内
演奏時間とは課題曲の演奏開始、または自由曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第15条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第16条 部門順序は毎年第1回総会において決定する。なお、出演順序は抽選により決定する。

(審査・表彰)

第17条 全日本吹奏楽コンクール島根県大会の審査員は理事会において選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は7名とし2年継続は妨げない。

第18条 審査方法は総会の定める全日本吹奏楽コンクール島根県大会審査内規による。

第19条 表彰は部門ごとに次のいずれかを贈る。

- ①中学生Aの部、高等学校Aの部、大学の部、職場・一般の部
金賞・銀賞・銅賞
- ②小学生の部
金賞・銀賞
- ③中学生小編成の部、高等学校小編成の部
金賞・銀賞・銅賞
- ④中学生フリーの部、高等学校フリーの部
金賞・銀賞

(県代表)

第20条 県代表は全日本吹奏楽コンクール島根県大会審査内規に従い、最も得点の高い団体から推薦する。推薦する団体数は、中学生Aの部、高等学校Aの部は前年度の出場数に応じて中国吹奏楽連盟において比例配分により決定された団体数とし、中学生小編成の部、高等学校小編成の部、大学の部、職場・一般の部はそれぞれ2団体以内とする。
ただし、中国大会が島根県で開催される場合は中学生Aの部、高等学校Aの部、中学生小編成の部、高等学校小編成の部においてそれぞれ1団体増とする。
なお、職場・一般の部において、島根県大会の出場団体が10団体以上の場合には3団体以内とする。

(その他)

第21条 コンクール実施にあたって共催または後援団体をもつことができる。

第22条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第23条 この規定は総会の議決により改定することができる。

昭和60年1月18日

改定

平成元年1月20日 平成5年1月22日 平成11年1月21日 平成12年1月28日 平成15年4月25日
平成16年4月21日 平成16年6月25日 平成17年1月20日 平成19年2月8日 平成20年2月19日
平成21年2月19日 平成22年6月18日 平成26年4月18日 平成26年6月20日 平成27年6月19日
平成29年4月21日 平成31年2月22日 平成31年4月19日 令和5年4月21日 令和6年4月19日